
令和元年 第2回 高千穂町議会定例会会議録(第4日)

令和元年6月21日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和元年6月21日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第33号 高千穂町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第2 議案第34号 高千穂町企業立地雇用促進条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 姉妹都市盟約締結について
- 日程第5 議案第45号 財産の無償譲渡について
- 日程第6 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第8 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第33号 高千穂町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第2 議案第34号 高千穂町企業立地雇用促進条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 姉妹都市盟約締結について
- 日程第5 議案第45号 財産の無償譲渡について
- 日程第6 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第8 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第9 議員派遣について

出席議員(13名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 佐藤さつき議員 | 2番 板倉 哲男議員 |
| 3番 磯貝 助夫議員 | 5番 安在 昭則議員 |

6番 本願 和茂議員
8番 馬原 英治議員
10番 坂本 弘明議員
12番 富高健一郎議員
14番 佐藤 定信議員

7番 中島 早苗議員
9番 佐藤 久生議員
11番 工藤 博志議員
13番 富高 友子議員

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生

書記 佐藤健次郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	濱田 琢一	総務課長	石渕 敦司
財政課長	佐藤 英次	税務課長	須藤 浩文
町民生活課長	興梠 晶彦	企画観光課長	山下 正弘
福祉保険課長	有藤 寿満		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			甲斐 徹
農地整備課長	佐藤 峰史	建設課長	佐藤 雄二
会計管理者	興梠 貴俊	病院事務長	戸高 雄司
保健福祉総合センター事務次長			林 謙一
上下水道課長	江藤 良一		
教育委員会次長兼教育総務課長			河内 晴彦
監査委員	中尾 清美		

午後1時30分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立お願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ておりますので、暑い方は上着をおとりください。

○議長（工藤 博志議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案第33号

日程第2. 議案第34号

日程第3. 議案第35号

日程第4. 議案第36号

日程第5. 議案第37号

○議長（工藤 博志議員） 初めに、日程第1、議案第33号、高千穂町森林環境譲与税基金条例の制定について、日程第2、議案第34号、高千穂町企業立地雇用促進条例の一部改正について、日程第3、議案第35号、高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第44号、姉妹都市盟約締結について、日程第5、議案第45号、財産の無償譲渡についてを一括議題とします。

初めに、議案5件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（本願 和茂議員） 第2回高千穂町議会定例会本会議2日目の6月13日に、総務産業常任委員会へ付託されました議案5件について、審査が終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

付託当日の午後より、中会議室において、農林振興課所管、議案33号高千穂町森林環境譲与税基金条例の制定について、課長、担当職員出席のもと審査を行いました。

制定される理由及び具体的な内容は、平成31年度の税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、本町にも9月と翌年3月の年2回に分けて2分の1ずつ、計1,600万円の譲与が見込まれています。

譲与税については、森林がさまざまな公益的な機能を有していることから、林業従事者の育成、担い手の確保、木材利用促進や普及啓発等の森林整備及び促進に関する費用を充てなければならないこととなっています。

今年度の当初予算に、新たな森林管理に係る所有者意向調査等委託に877万7,000円、西臼杵林業振興協議会負担金に50万円、フォレストピア木造住宅奨励補助金に380万円、松くい虫防除委託料に30万円、森林環境譲与税基金積立金に262万3,000円の合計1,600万円が計上されています。

森林環境譲与税の使途は市町村の判断に委ねられていますが、全国でも全額を事業化できている自治体は少なく、今後、新たな森林管理システム・森林経営管理法の運用が始まれば、新たな施策を講じなければならないケースを想定して、多くの自治体が森林環境譲与税基金を創設しているとのことです。

本町も基金を創設し、譲与税と同じく森林整備に関する事業に充てることにしたいとのことであり、今後、他の市町村の施策の検証や、県と協議、検討を重ねて、次年度からの譲与税を含め、使途を決定していきたいとの説明を受け、質疑に移りました。

質疑、現時点で基金を活用した事業は検討されているのか。

答弁、林道も含めた森林作業道の開設や維持に使えればと考えていますが、県とも協議し、方針等が示されれば、使途の判断材料にしたいと思っています。

質疑、今年度は260万円の基金積み立てとなっているが、次年度からはどうなるのか。

答弁、余剰金も基金に積み立てをと考えていますが、ハード事業で人が大きくかわる場合も予測されるため、予算どおりに執行できるかまだ不明確なところがあります。

質疑、林業の雇用促進等に基金を充てる考えはあるのか。

答弁、人手不足はどの産業においても喫緊の課題であるため、マンパワーの確保は重要だと認識しています。

質疑、今後の譲与税額はどうなっていくのか。

答弁、最終的には年5,200万円に段階的に上がっていきます。

質疑、再造林や育苗を行う林家への直接的な支援策は。

答弁、意向調査の結果を踏まえて支援の検討をしていきますが、再造林等については、国の補助事業との兼ね合いもあり、重複することが好ましくないため、慎重に協議していきます。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、条例制定後は、新たな森林管理に係る所有者意向調査に速やかに取りかかり、調査結果を慎重に協議し、林業従事者の意向に沿った施策や支援策に取り組むことを要望いたします。

討論なく、採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、企画観光課所管、議案34号高千穂町企業立地雇用促進条例の一部改正について、課長、担当職員出席のもと審査を行いました。

改正の内容は、現行の条例は比較的大規模な事業所に限られるため、他市町村の状況を参考にしながら、高千穂町における企業立地の可能性を広げるために、小規模の事業所や賃貸での事業所設置等にも本条例の適用範囲を広げるといった改正です。

第4条の奨励措置の条文に、オフィス賃貸料補助金の交付、補助整備費補助金の交付、通信回線使用料補助金の交付の3項目を追加し、第5条の措置の対象等の条文、「工場等を新設する、又は増設する者」を「工場等を新設、増設又は借用する者」に改めるといったものです。

奨励措置の雇用促進奨励金の交付では、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を行うIT関係やコールセンターといった情報サービス施設で、従業員の新規雇用が2人以上である指定事業

所が追加対象となります。

措置の内容は、創業または事業開始の日から1年を経過した日において、高千穂町内に住所を有する雇用保険等被保険者の従業員1人につき20万円、町内に住所を有しない従業員については1人につき10万円を乗じて得た額、最高額は500万円を1回に限り交付されます。

障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する従業員については、3割加算した額を1回に限り交付するといった改正がなされます。

追加される奨励措置のオフィス賃貸料の補助金交付の対象は、ソフトウェア業及び情報処理サービス業を行うIT関係やコールセンターといった情報サービス施設で、従業員の新規雇用が2人以上の指定業者です。

措置内容は年間の賃貸料に2分の1を乗じて得た額、最高額は120万円を3年を限度として交付されます。

オフィス整備費補助金の交付の対象も、前段と同様であり、措置内容は、既存施設の改装及び通信機器の施設に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額、最高額は1,000万円を1回に限り交付されます。

通信回線使用料補助金の交付の対象も、前段と同様であり、事業に供する通信回線の使用料に2分の1を乗じて得た額、最高額は500万円を3年を限度として交付されます。

改正されれば、7月1日から施行し、この日以降に操業または事業を開始した指定事業者について適用するとの説明を受け、質疑に移りました。

質疑、改正の対象となったソフトウェア業や情報処理サービス業の企業立地が増加傾向にあるのか。

答弁、県の企業立地課から、20名規模のコールセンター1社、IT関連会社1社の企業立地の話が上がっていることは把握しています。宮崎県内においては、市内や都城、小林市で企業参入が好調で飽和状態ということもあり、県北地域の参入や進出を検討する業者が増加していることに対応したいという形になります。

質疑、改正案可決後の情報の周知方法は。

答弁、県の企業立地課に報告し、発信を行い、東京・大阪・福岡事務所の企業立地担当者にも情報を共有していただき、周知していただきたいと考えています。

質疑、ここ数年、飲食店を営む移住者が見受けられるが、飲食業は対象にならないのか。

答弁、県内で多種多様な案件、業態に対応している自治体は少なく、本町での飲食業で2人以上の雇用が生まれるケースはなかなか難しいかと思っています。

しかし、そのような事例や要望が出てくれば、研究し、要項を見直し、改正も必要になってくるかと思っています。

質疑、これまで条例の措置を受けた企業と施設は。

答弁、観光施設のホテル、グレイトフルとソレストとなっています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、近年、宿泊客、訪日外国人、インバウンドが増加しており、宿泊の形態も、ゲストハウスやB&Bなどの素泊まり的な宿泊施設もふえてきているので、小規模な観光関連施設、質疑でも上がった小規模な飲食店なども措置の対象となるように、今後検討することを強く要望します。

討論なく、採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案44号姉妹都市盟約締結についての審査に移りました。

これまでの台湾花蓮市との交流は、本町と台湾花蓮市は、日本を代表する景勝地、高千穂峡と、台湾を代表する景勝地、太魯閣渓谷の壮大な自然美を観光資源にして、両市町の観光・経済交流を深めていくために、2005年に友好交流宣言書を交わしています。

ことしに入り、花蓮市から姉妹都市盟約を締結したいとの話をいただき、これまで培った相互信頼と尊敬を基礎とした上で、さらに一步進んで、観光、産業、教育、文化等、幅広い分野における交流を通じ、両市町の相互理解と反映・発展を促進していくため、姉妹都市盟約の締結を行いたいとの説明を受け、質疑に移りました。

質疑、可決後の盟約締結はいつごろになるのか。

答弁、秋ごろをめどに考えていますが、締結前に出向く必要があるかと思えます。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、締結後は、町民にも気軽に台湾花蓮市に行ってもらえるように、渡航費の助成制度、台湾花蓮市の文化や知識についても情報の周知を行い、受け入れやおもてなしの体制づくり強化に努めることを要望します。

討論なく、採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、財政課所管議案45号財産の無償譲渡について、課長、担当職員出席のもと審査を行いました。

内容は、3月に移転改築した旧天岩戸保育園園舎、昭和54年建築、651.4平米を笹の戸公民館館長佐藤毅氏より、公民館として使用したいとの申し出があり、無償にて譲渡するといったものです。

建物は無償にて譲渡となっていますが、町有地として敷地、駐車場、運動場が残るため、一体的に管理をしていただくという条件での譲渡としています。

無償譲渡の目的として、旧園舎の友好的な利活用を目的として、笹の戸公民館に譲渡し、館民の福祉の向上、地域活性化の拠点施設にして活用することとしています。

譲渡の理由については、笹の戸公民館独自の建物がないことによる会議や諸行事における不便さを解消し、公民館活動のさらなる活性化を支援するためとなっています。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、旧園舎を使用したいと申し出た事業者や団体等はほかになかったのか。

答弁、一步会とデイサービスふじの2団体から申し出がありました。

質疑、町の財産を無償譲渡した事例が過去にあるのか。

答弁、町区公民館や中央・押方保育園が無償譲渡であったかと思えます。

質疑、使用したいと申し出ていた事業者や団体が公民館となることを理解し、納得しているのか。

答弁、公民館としての利用であり、営利目的ではないため、納得していただきたいと考えています。

委員会の意見として、福祉の向上、地域活性化の拠点施設として利活用することで、さらに住民のつながりや連携が増すものと思われま。今後の利活用方法は、地区で検討もなされるかと思いますが、高齢者を初めとする地域の方々が楽しみを求めて集う施設となるように、維持管理、運営をしていただきたいと思えます。

討論なく、採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案35号、総務課所管、高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、課長出席のもと審査を行いました。

内容は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準が改定されたことに基づき、報酬額が改正されるものです。

具体的な改正点は、選挙長・開票管理者、現行1万400円を1万800円に、投票所の投票管理者、現行1万2,300円を1万2,800円に、期日前の投票管理者、現行1万900円を1万1,300円に、投票所の立会人、現行1万500円を1万900円に、期日前の投票所の投票立会人、現行9,300円を9,600円に、選挙・開票立会人、現行8,600円を8,900円という内容です。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、報酬額に上乘せすることは可能なのか。

答弁、地域によっていろいろと事情が違いため、上乘せは可能です。国に、当該選挙の経費を算定して出す際は、基準額を上回って出すことはできないので、上乘せ分の額は町単独の予算となります。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、投開票所の管理者及び立会人の選定については、特定な人だけに負担が集中しないように慎重に選定し、必要な場合は報酬額への上乗せも検討すること。

討論なく、採決の結果、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案5件の審査報告といたします。総務産業常任委員長、本願和茂。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただ今の委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

これから、議案第33号、から議案第30号の討論採決を行います。

初めに、議案第33号、高千穂町森林環境譲与税基金条例の制定についての討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第33号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第33号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、高千穂町企業立地雇用促進条例の一部改正についての討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第34号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第34号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第35号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第35号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、姉妹都市盟約締結についての討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第44号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第44号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、財産の無償譲渡についての討論採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第45号に対する委員長の報告は原案のとおり、可決すべきものと決した旨の、報告でありました。

よって、議案第45号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第46号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第6、議案第46号、工事請負契約の締結について、1件の提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） 追加上程いたしました議案第46号、工事請負契約締結について御説明申し上げます。

本件は、本年6月6日に指名競争入札に付し、6月11日に仮契約を交わした令和元年度公営住宅南平団地建てかえ事業、南平団地B棟建設工事の工事請負契約締結につきまして、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

次に、関係課長の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） それでは、財政課所管、議案第46号の工事請負契約の締結について御説明いたします。

公営住宅南平団地建てかえ事業、南平団地B棟建設工事の入札執行に当たりましては、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要項に基づき、指名審査会を開催し、指名業者を選定したところでございます。

6月6日に指名競争入札を行い、落札業者を決定し、6月11日に仮契約を締結しましたので、地方自治法及び町条例の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額は1億9,800万円、契約の相手方は宮崎市橘通西5丁目1番23号、株式会社矢野興業代表取締役、矢野智久氏でございます。

以上で、追加議案の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤 博志議員） ここで、議案熟読のため、2時まで休憩します。

午後1時54分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（工藤 博志議員） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第6、議案第46号、工事請負契約の締結について、1件の質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申し合わせ事項を遵守していただき、議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。

質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 2番、板倉です。議案第46号について、財政課長にお伺いし

たいと思います。

新聞記事で見たんですけれども、6月4日の宮日の新聞記事で、県の建設業協会が、公共工事を第土曜を休みにするという取り組みをしているという新聞記事でした。

今回のこの契約が、第2土曜が休みというものになるのかどうか、お教えいただければと思います。

○議長（工藤 博志議員） 財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） 板倉議員の御質問にお答えします。

私もそこまで詳しく、契約の中身について、まだ詳細まで確認はしておりませんが、一応工期としましては2月の28日までとっておりますので、その工期の中で十分に工事は終わるものとして契約を交わしたところでございます。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 第2土曜が休みになるかどうか、まだちょっと不明ということだったんですが、その新聞記事に書かれている内容を読みますと、県のほうでは、3,000万以上の工事……、済いません、その前に前提としまして、第2土曜が休みになるということで、業者としては、機材のリース代であったり人件費がかさむようになるという背景があるということで、県としては、昨年2月からその負担軽減ということで、3,000万円以上の工事に対して、休みを確保した工事に対して、工事費の1から5%を増額補正しているというふうにあります。

今回のこの工事についても、今後、第2土曜休みなどの取り組みがあるとなった場合に、県と同じく1から5%の増額補正がある可能性があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 財政課長。

○財政課長（佐藤 英次課長） 今後検討していく課題であると言うことは、十分認識しております。

○議長（工藤 博志議員） 建設課長。

○建設課長（佐藤 雄二課長） ただいまの板倉議員の質問にお答えしますが、今回、宮日であったように、県のほうでは第2土曜日を休みとするということで、方針を出されましたけれども、町としてもそれに沿った形でいきたいとは考えております。

ただ、今回の工事に関しては、まだ正式に県のほうで決まる前の試算でありましたので、また経営業者等とも協議して、もしそういう形で休日を設定していくということであれば、そこ辺の経営の姿勢については対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 工事費の1から5%といっても、2億円となったら200万とか1,000万とかっていう金額になりますので、事前にこういった額が必要になるのかどうかわかっておいたほうがいいのかなと思いますので、業者との説明話し合いもお願いしたいと思います。

あと、これに関連してですけれども、今回、B棟の建設なんですけど、南平団地の建設は、去年のA棟の完成がありまして、今年度B棟、そして来年、再来年度にかけてC棟という計画になってまして、昨年についてはA棟が完成して、既に入居されているんですけども、入居された方の住民の意見等を聞かれたのかどうか、建設課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 建設課長。

○建設課長（佐藤 雄二課長） 工事に着手するに当たりまして、当初、南平団地の住民の皆さんと、近所に居住しておる皆さん、皆さん集まっていただいて、工事説明会をまず去年の2月に開催しております。その後、実際工事請負業者が決まって、工事に着手する時点になって、再度関係する移転とか、その周辺の住民に対してまた説明会を開催して、具体的な建設のスケジュールのとか、移転の方法、時期等について説明しておりまして、また、最終的に30年の工事、A棟が完成しまして、そこに入居される方、8世帯の方々を集めまして、また入居に対する説明、手順とか補助についての内容について説明いたしました。

現在入居されている、新しいところに8世帯入居されておりますけれども、入居された後、直接はまだ話を聞いてませんが、今回、また工事にかかる前に、またその団地に入居される方、されている方、また昔からのまだ既存の団地のほうに住まわれている方等を集めまして、説明会を開きますので、またその中でいろいろ意見は聞けると考えております。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 私が、個人的というか、機会がありまして、たまたま入居されている方と話をする機会があつて、聞いたところ、やっぱり事前に説明があつたとはいえ、実際住んでみてわかる不都合といいますか、これがここにあつたらよかつたとか、例えばテレビのアンテナがここにあつたらよかつたとか、そういった住んでみてわかる不都合というものも実際あるようでして、私も、一部の方からしか聞いていないんですけども、そういった意見が、例えば8世帯中4世帯、5世帯も同じ意見であれば、それは恐らく本当に問題なんだろうなというふうに思います。

今後、B棟、C棟と続くわけですので、今のA棟に入居されている方の意見をぜひ聞いて、それをぜひB棟、C棟を建設する際に、その声を生かして改善ができる工事であればいいなと思う

んですが、そういった実際工事に着手する前に、A棟の入居されている方の声を聞いて、その声をB棟の建設の工事に反映させるということが出来るのかどうか、建設課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤 博志議員） 建設課長。

○建設課長（佐藤 雄二課長） この事業が、国庫補助事業でありまして、国の45%の補助をいただいております。公営住宅ということで、公営住宅法に基づいた形で設計、施工等を行っております。その世帯数とか形状等によって補助の限度額があるんです。ある程度補助対象限度額の範囲内で設計も行っているところであります。

おっしゃるように、実際入っている方々から、使い勝手が悪いとか、そういった意見があれば、そんなに予算的に大きく増額とか影響がない範囲での変更等であれば、十分対応はできていると考えております。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） 板倉哲男議員。

○議員（2番 板倉 哲男議員） 住民の方も、多分ですけど、構造的に大きく変えてほしいという、そこまではないと思います。本当にささいなところで、例えば、IP告知端末の場所を希望の場所につけなかったとか、そういったささいなところになるのかなと思いますので、ぜひ、B棟の際には、そうしたA棟の方の声を反映した形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 博志議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論採決を行います。議案第46号、工事請負契約の締結についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 発委第1号

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第7、発委第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に意見書を朗読させます。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 意見書のほう、朗読いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは、過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進していくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として、健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月21日、宮崎県高千穂町議会議長、工藤博志。

○議長（工藤 博志議員） ここでお諮りします。発委第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、提出者の趣旨説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。よって、発委第1号については、提出者の趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発委第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 質疑なしと認めます。

これから、発委第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤 博志議員） 起立、全員であります。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付先につきましては、議長に一任させていただきます。

日程第8. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9. 議員派遣について

○議長（工藤 博志議員） 次に、日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 博志議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和元年第2回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

去る6月10日に開会いただきました本定例会におきましては、平成30年度各会計専決処分の承認、また、令和元年度各会計補正予算、4件の条例改正案など重要案件につき、12日間にわたりまして、熱心かつ慎重に御審議いただきまして、いずれの議案も原案どおりに御承認いただき、ありがとうございました。心より厚く御礼を申し上げます。

会期中に賜りました町政全般にわたります貴重な御意見、御提言につきましては、今後、研究、検討を重ねながら鋭意努力するとともに、本町の優位性を最大限生かすことで、直面する人口減少の問題に立ち向かい、持続可能な活気ある高千穂町づくりに努めてまいり所存でございます。

さて、行政報告でも御報告いたしましたとおり、平成から令和へ御代替わりしたことしのゴールデンウィークは、過去最高の人出であり、熊本震災からの復興と、近い将来、観光客数200万人達成の期待感を強く持ったところでございます。

今後、なお一層の観光PR、また受け入れ環境の充実、観光で稼ぐ仕組みづくりを早期に確立すべく取り組んでまいります。

また、来月中旬には、本議会で御審議をいただいた姉妹都市盟約締結議案の可決というお土産を持ちまして、台湾花蓮市長を尋ね、今後のことについて協議をいたしますほか、来月末からは熊本大学病院、宮崎大学附属病院長にお伺いをいたしまして、医師派遣等について強くお願いをしております計画であるなど、本町の振興・発展に精いっぱい取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、これから暑さ厳しい季節ともなりますけれども、体調管理に御留意の上、御自愛いただきながら本町発展のために御尽力また御協力、御助言等を賜りますようお願い申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（工藤 博志議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月10日から本日までの12日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議を賜り、また、議事運営に対しまして御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、専決承認、令和元年度の各会計の補正予算議案及び条例改正など、提案された全議案が可決されました。

執行部におかれましては、本会議、委員会での議員からの提言や要望を今後の行政運営に反映していただくよう望むものであります。

ことしの梅雨は、九州北部から近畿にかけて梅雨入りの発表がないほど少雨ですが、毎年梅雨

末期には、豪雨により日本各地で大災害が起きております。本町も決して例外ではありません。油断のないよう、備えが万全であるか、それぞれに御確認をお願いいたします。

結びに、この夏も厳しい暑さが予想されます。皆様、御自愛いただきますようお願い申し上げ、6月定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

○議長（工藤 博志議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、令和元年第2回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員